

ごみ減量のための「ちばルール」

平成25年2月

千葉市環境局

目 次

	頁
1 ごみ減量のための「ちばルール」の改正の背景及び意義	2
2 循環型社会形成推進基本法での「発生抑制」の位置付け	3
3 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画での「発生抑制」の位置付け	3
4 第1ステップ 5つの施策事業実績	4
5 ごみ減量のための「ちばルール」	6
(1) 市民のごみ減量のための「ちばルール」	7
(2) 事業者のごみ減量のための「ちばルール」	9
(3) 市のごみ減量のための「ちばルール」	11
6 第2ステップにおける三者の将来像（あるべき姿）	13
参考（ごみ減量のためのちばルール 平成15年8月策定）	

ごみ減量のためのちばルール改正の背景及び意義

(1) 千葉市では、雑がみの分別をはじめとした資源物の回収強化や、可燃ごみの収集体制の見直しなど様々な施策を行い、市民・事業者とともにごみの減量や再資源化に取り組んできた結果、焼却ごみはこれまで順調に削減してきたが、削減幅が年々縮小している等、今後のごみの減量に向け、さらなる施策の推進が必要な状況となっている。

こうした状況を踏まえ、平成24年3月、ごみの一層の減量と、安定かつ継続的なごみ処理体制の確立を目指し、「まだできる！ともに取り組むごみ削減・一歩先へ」をビジョンに、新たな「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、焼却ごみの継続的な削減を図ることにより、3清掃工場体制から2清掃工場体制への移行を実現し、古くなった清掃工場の建設費や維持管理費等を節減するとともに、その後の安定的なごみ処理を目指していくこととなった。

(2) これらを実現していくためには、市民、事業者及び行政（千葉市）の三者が、自ら進んでごみの減量・リサイクルの推進に役立つ環境に負荷をかけない行動を実践していくことが必要であり、そのため、平成15年8月に策定した、地域特性を踏まえた「ちば型」の資源循環型社会を実現するために、実効性の高く、かつ法的な規制による強制力を伴わない自主ルール「ちばルール」に基づき、市民、事業者及び行政（千葉市）の三者がそれぞれの役割と責任のもと、「レジ袋削減・簡易包装の推進」「エコ製品取り扱いの拡大」「事業者による廃プラスチック類の自己回収」「新聞販売店による新聞の自己回収」「行政による古紙や布類の拠点回収」の5つの施策を「第1ステップ」として展開してきたところである。

(3) その結果、新聞販売店による回収や行政による古紙や布類の拠点回収が実現し、古紙等の回収量も増加するなど、再資源化における目的が一部達成され、一定の効果が上がってきているが、ちばルール策定後9年が経過していること、さらに、ごみ処理基本計画が新たに策定されたことなどから、現在の取組方針や課題を踏まえ、次の「第2ステップ」移行に向け、今回「ちばルール」を改正した。

(4) 第1ステップにおいては、再資源化の効果が上がってきた一方で、発生抑制（リデュース）においては課題が残されていることから、今回の改正（第2ステップ）では、3Rの取組みの中で最優先に位置されている、ごみの「発生抑制」に重点を置き、市民・事業者・行政の三者がごみを出さない、かつ環境に負荷をかけない生活を意識付けることを目的に「第1ステップ」から一歩進めた行動指針を立てることで、さらなる資源循環型社会の実現を目指していくものである。

循環型社会形成推進基本法での「発生抑制」の位置付け

廃棄物の処理について、**発生抑制**、再使用、再生利用、熱回収、適正処分の優先順位により対策を推進することが定められています。

これまで、**3R**の取組みの進展、個別リサイクル法の整備等により、**再生利用**の推進が図られ、循環型社会の形成は着実に進展しました。

今後、さらなる循環型社会形成に向け、リサイクルよりも**優先順位の高い2R（発生抑制、再使用）**を推進させるとともに、使用済製品を原料として同一の種類^の製品を製造する高度で高付加価値な**水平リサイクル**の普及などの施策を進めていきます。

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画での「発生抑制」の位置付け

千葉市においても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という）第6条第1項の規定に基づく一般廃棄物（ごみ）処理基本計画において、重点をおいた取組みの推進について定めています。

排出抑制によるごみの減量を目指し、今後も3Rのうち優先されるべき発生抑制・再使用に重点を置いた取組みを行い、排出抑制を推進することが第一に求められます。

市は、排出抑制に向けて、市民・事業者・市の3者それぞれが「ちばルール」に基づき行動することを従来から取り組んできましたが、この取組みを今後も継続していきます。

また、市が必要な事業（動機づけ、サービス、情報提供）を推進していくことにより、ごみを出さない社会づくりを目指していきます。

さらに、排出抑制は、市民・地域・事業者が主体となり、ごみを出さない社会づくりを推進することが不可欠です。廃棄物適正化推進員やボランティア市民の活用など、市民・事業者・市がより協働し、ごみを出さない社会づくりを推進します。

第1ステップ 5つの施策事業実績

平成15年度より本市のごみの現状を踏まえ、減量とリサイクルを最も効果的に達成することを見込み、早期に実施すべき施策として、下記の5つの施策を第1ステップとして展開して参りました。

(施策1) レジ袋削減・簡易包装の推進

事業者との協定締結により、レジ袋や過剰包装によるごみの削減を推進しました。

協定締結数

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
事業者数	36	40	43	51	50	51	50	51

(施策2) エコ製品取り扱いの拡大

事業者との協定締結により、環境負荷のかからないエコ製品の販売、生活への取り入れによるごみの削減を推進しました。

協定締結数

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
事業者数	18	20	21	24	24	27	28	31

(施策3) 事業者による廃プラスチック類の自己回収

事業者との協定締結により、廃プラスチック類（白色トレイ）の店頭回収による再資源化を促進しました。

食品トレイ回収量

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
事業者数	19	22	24	26	26	29	30	33
回収量 (トン)	—	30.8	44.5	41.1	58.7	62.8	100.5	104.9

(施策4) 新聞販売店による新聞の自己回収

事業者との協定締結により、新聞の再資源化を促進しました。

新聞回収量

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
事業者数	2	2	2	2	3	3
回収量 (トン)	13,478	17,172	17,099	17,443	17,498	16,247

(施策5) 行政による古紙や布類の拠点回収

行政による古紙の分別収集により、古紙の再資源化を促進しました。

- ・平成16年 集団回収未実施地域で古紙・布類（ステーション）分別収集を開始
- ・平成17年 6か所に古紙回収庫を設置
中央区全域で古紙・布類（ステーション）分別収集を開始
- ・平成18年 全市域で古紙・布類（ステーション）分別収集を開始
- ・平成19年 3か所に古紙回収庫を増設（累計9か所）
- ・平成20年 9か所に古紙回収庫を増設（累計18か所）
- ・平成21年 家庭ごみの収集体制を見直し、可燃ごみを週3回から週2回、古紙・布類の回収を月2回から週1回に変更
2か所に古紙回収庫を増設（累計20か所）

古紙・布類回収量

単位：トン

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
集団回収	25,736	25,943	25,300	24,315	22,866	20,355	18,555	17,639
拠点回収	158	706	4,105	8,893	9,627	14,232	17,215	18,037
古紙回収庫	-	45	106	149	168	185	180	168

資源循環型社会を構築する

～ 市民・事業者・市の行動指針（役割）を明確にし、
ごみの発生抑制（リデュース）の推進を宣言します ～

ごみ減量のためのちばルールの中核となる「市民・事業者・千葉市」の三者の行動指針を明確にすることで、「各自が自らの行動指針を確認し、ごみ減量・再資源化を推進すること」「他者の行動指針を理解し、連携することで相乗的なごみの減量・再資源化を推進すること」でちば型の資源循環型社会を構築していきます。

◇市民の行動指針◇

「家庭から排出するごみを削減します」

◇事業者の行動指針◇

「利用者（市民）が取組みに参加できる
環境を提供します」

◇市の行動指針◇

「ごみ減量・再資源化を促進する環境づ
くりを努めます」

【市民の行動指針】

◇ 家庭から排出するごみを削減します ◇

【市民の取組みの柱】

- 1 食品残渣の削減
- 2 リフューズ運動の推進
- 3 環境配慮（容器包装ダイエツトされた）製品の購入
- 4 古紙・布類の分別
- 5 ちばルール協定事業者の店頭設置されている回収ボックスの活用
- 6 各種ツールを活用した不用品の有効活用
- 7 地域コミュニティによるごみ減量の推進

【具体的な取組事項の例示】

- 1 食品残渣の削減
 - ◆ 食べきれぬ量で調理、注文すること
 - ◆ 食品を無駄なく利用できるレシピを参考にすること
 - ◆ 冷蔵庫の食材の消費期限・在庫状況を確認し買い物をすること
 - ◆ 生ごみの水切りをすること
 - ◆ 生ごみ減量処理機、生ごみ肥料化容器を活用すること
- 2 リフューズ運動の推進
 - ◆ マイバッグ、マイボトル等を持参すること
 - ※ リフューズは「必要のない（ごみとなる）ものを断ること」です。
リフューズ（Refuse）の推進 = リデュース（Reduce）の推進
- 3 環境配慮（容器包装ダイエツトされた）製品の購入
 - ◆ 購入した商品の過剰な包装は断ること
 - ◆ 詰替製品を購入すること
 - ◆ リターナブル容器（繰り返し使える容器）を使用した製品を購入すること

取組事例 1～3 による効果

効果	「可燃ごみ」の中の「生ごみ（食品等）」、「プラスチック製容器包装（レジ袋、ボトル等）」を減量することができます。
----	--

4 古紙・布類の分別

- ◆ 古紙を「新聞」「雑誌」「段ボール」「紙パック」「雑がみ」に分別すること
- ◆ 再使用できる衣類を資源として出すこと

5 ちばルール協定事業者の店頭等に設置されている回収ボックスの活用

- ◆ 食品トレイ、紙パック、びん、缶、ペットボトル、使用済小型家電製品等を回収ボックスへ出すこと

取組事例 4～5 による効果

効果	「資源物（古紙・布類）」、「容器包装（食品トレイ、ペットボトル、びん、缶、紙パック）」、「使用済小型家電製品（レアメタル）」を分別することで「可燃ごみ・不燃ごみ」が減量し、「再資源化」を促進することができます。
----	---

6 各種ツールを活用した不用品の有効活用

- ◆ インターネットオークション、リサイクルショップ、フリーマーケットなどを利用すること

効果	不要になったものを提供するなど、「再使用」を推進することで「可燃ごみ・不燃ごみ」を減量することができます。
----	---

7 地域コミュニティによるごみの減量

- ◆ 廃棄物適正化推進員を中心に自治会でごみを減量に関する活動をする
- ◆ 近隣の自治会等の団体同士で意見や情報を交換し、連携してごみの減量に関する活動をする

効果	地域における活動を住民へ広げることで意識の高揚が図られます。
----	--------------------------------

【事業者の行動指針】

◇ **利用者（市民）が取組みに**

参加できる環境を提供します ◇

【事業者の取組みの柱】

- 1 レジ袋等の容器包装の削減
- 2 簡易包装の促進
- 3 環境配慮製品の取扱拡大
- 4 食品残渣の削減
- 5 店頭等における資源物の自己回収の促進
- 6 ごみ削減施策等の情報発信
- 7 事業者間ネットワークを活用したごみ減量の推進

【具体的な取組事項の例示】

- 1 **レジ袋等の容器包装の削減**
 - ◆ マイバッグ、マイボトル持参者への特典制度を導入すること
 - ◆ レジ袋の代用として資源物となる段ボールなどを提供すること
 - ◆ レジ袋の無料配布を廃止すること
- 2 **簡易包装の促進**
 - ◆ 簡易包装を推進すること
 - ◆ ノントレイを推進すること
 - ◆ 軽量化、薄肉化した容器包装を使用すること
- 3 **環境配慮製品の取扱拡大**
 - ◆ 詰替製品の取扱いを推進すること
 - ◆ リターナブル容器製品の取扱いを推進すること
- 4 **食品残渣の削減**
 - ◆ 食べきった利用者への特典制度を導入すること

- ◆ 食べきりを推進するメニュー、サイズ等を導入すること
- ◆ 食べ残した食品の持ち帰り制度の導入すること
- ◆ ばら売りの実施を推進すること
- ◆ 使い捨て容器の使用を控えること

取組事例 1～4 による効果

効果	市民が「可燃ごみ」として排出する「プラスチック製容器包装（レジ袋、食品トレイ、ボトル等）」、「生ごみ（食品等）」が削減されます。
----	--

5 店頭等における資源物の自己回収の促進

- ◆ 食品トレイ、紙パック、びん、缶、ペットボトル、使用済小型家電製品等の回収を推進すること
- ◆ 購読済みの新聞を回収し、再資源化を推進すること

効果	「容器包装（食品トレイ、ペットボトル、びん、缶、紙パック）」、「使用済小型家電製品（レアメタル）」、「古紙（新聞）」の再資源化を実施することで市民が排出する「可燃ごみ・不燃ごみ」が削減されます。
----	---

6 ごみ削減施策等の情報発信

- ◆ 市の広報物の設置、ポスター等の掲示、店内アナウンスなどの呼び掛け

効果	市と連携した情報発信を実施することで市民のごみ減量・再資源化に対する意識の高揚が図られます。
----	--

7 事業者間ネットワークを活用したごみ減量の推進

- ◆ 業界団体や商工会等の組織団体での情報提供・意見交換をすること
- ◆ 事業者の共同による資源回収を推進すること

効果	ごみ減量・再資源化の情報を共有することで事業者での取り組みの底上げを図り、共同した資源回収を実施することで再資源化の促進が図られます。
----	---

【市の行動指針】

◇ ごみ減量・再資源化を促進する

環境づくりに努めます ◇

【市の行動指針の柱】

- 1 容器包装削減の推進
- 2 食品残渣削減の推進
- 3 事業者による新聞の自己回収
- 4 事業者による容器包装の自己回収
- 5 事業者による使用済小型家電製品等の自己回収
- 6 市民・事業者の各種諸団体の活動への支援

【市が展開する施策】

1 容器包装削減の推進

- ◆ 容器包装の削減に取り組む事業者との協定締結を拡充すること。
- ◆ 事業者の取り組みをPRすること。
- ◆ 事業者の取り組みにおける課題等を把握し、支援すること。
- ◆ 市民への情報発信及びキャンペーン等の普及・啓発を実施すること。

2 食品残渣削減の推進

- ◆ 食品残渣の削減に取り組む事業者と協定を締結すること。
- ◆ 事業者の取り組みをPRすること。
- ◆ 事業者の取り組みにおける課題等を把握し、支援すること。
- ◆ 市民の生ごみ減量補助制度の利用を促すこと。
- ◆ 市民への情報発信及びキャンペーン等の普及・啓発を実施すること。

施策1～2を展開する目的

目 的	事業者によるリデュース、市民によるリデュース・リフューズを促進し、ごみ減量の推進を図ります。
-----	--

3 事業者による新聞の自己回収

- ◆ 新聞の自己回収に取り組む事業者との協定を拡充すること。
- ◆ 事業者の取り組みをPRすること。
- ◆ 事業者の取り組みにおける課題等を把握し、支援すること。
- ◆ 市民への情報発信及びキャンペーン等の普及・啓発を実施すること。

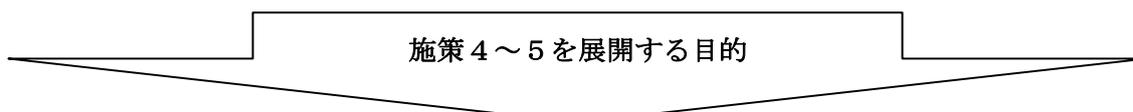
目 的	行政回収と平行して事業者の自己回収を促進することで再資源化ルートの拡大を図り、廃棄物から資源物への転換を図ります。
-----	---

4 事業者による容器包装の自己回収

- ◆ 容器包装の自己回収に取り組む事業者との協定を拡充すること。
- ◆ 事業者の取り組みをPRすること。
- ◆ 事業者の自己回収に伴う課題等を把握し、支援すること。
- ◆ 市民への情報発信及びキャンペーン等の普及・啓発を実施すること。

5 事業者による使用済小型家電製品等の自己回収

- ◆ 使用済小型家電製品等の自己回収に取り組む事業者と協定を締結すること。
- ◆ 事業者の取り組みをPRすること。
- ◆ 事業者の自己回収に伴う課題等を把握し、支援すること。
- ◆ 市民への情報発信及びキャンペーン等の普及・啓発を実施すること。



目 的	行政回収を検討する中で事業者の自己回収を促進することで市民の再資源化ルートを確認し、廃棄物から資源物への転換を図ります。
-----	--

6 市民・事業者の各種諸団体における活動の推進

- ◆ 地域コミュニティ（自治会等）におけるごみ減量の活動へ支援すること。
- ◆ 市民団体におけるごみ減量の活動へ支援すること。
- ◆ 業界団体、商工会等の諸団体におけるごみ減量の活動へ支援すること。

目 的	各種諸団体の活動を促進することで市民・事業者への相乗効果を図ります。
-----	------------------------------------

第2ステップにおける三者の将来像（あるべき姿）

ごみ減量のためのちばルールの主体たる三者（市民・事業者・市）がそれぞれの行動指針を推進し、目標とすべき将来像へ近づくことが、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の目標達成につながります。

ごみ減量のためのちばルールにおける三者の行動指針

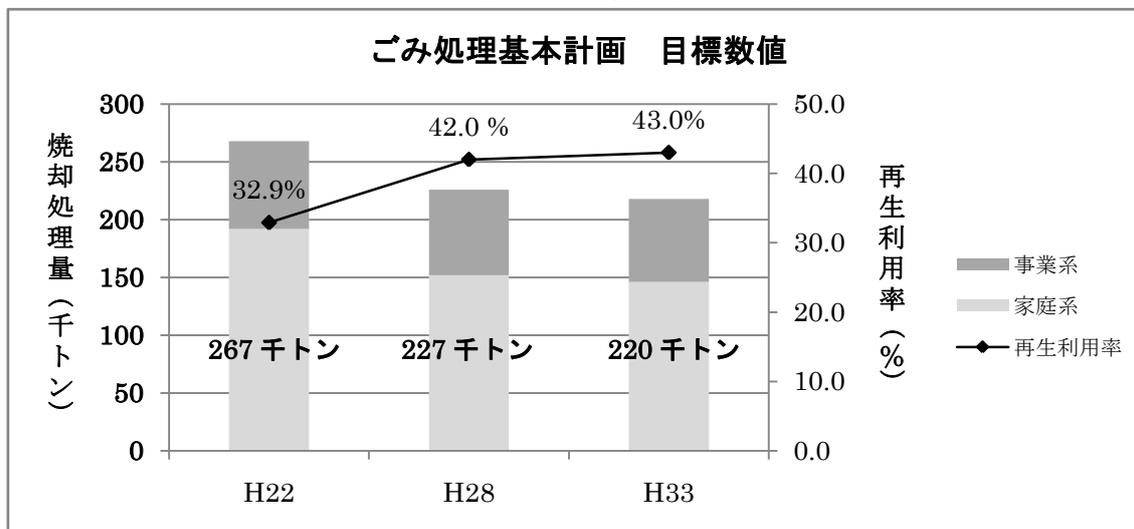
市民・事業者・市の行動指針の推進

ごみ減量のためのちばルールにおける三者の将来像

市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境に配慮した消費活動に取り組む市民 ◆家庭において自主的・積極的にごみ減量に取り組む市民 ◆コミュニティにおいて地域特性に合った活動に取り組む市民
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境に配慮した事業活動に取り組む事業者 ◆事業間ネットワークを活用した取り組みを推進する事業者 ◆自らが排出する廃棄物を減量する事業者
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民、地域コミュニティの活動を支える千葉市 ◆事業者、諸団体の活動を支える千葉市 ◆自らが排出する廃棄物を減量する千葉市

将来像に近づくことがごみ処理基本計画の達成につながります！

ごみ処理基本計画 目標数値



ごみ減量のための「ちばルール」

平成15年8月

千 葉 市 環 境 局

目 次

	頁
1 ごみ減量のための「ちばルール」の策定の背景	2
2 ごみ減量のための「ちばルール」の意義	3
3 ごみ減量のための「ちばルール」	3
(1) ルール 1	4
(2) ルール 2	5
(3) ルール 3	6
(4) 資源循環型社会を実現するための千葉市の責務	6
4 「ちばルール」の施策の展開	7

1 ごみ減量のための「ちばルール」の策定の背景

- (1) 廃棄物行政は、これまでの大量生産、大量消費、使い捨て社会から資源循環型社会の形成に向けて、大きく変貌してきており、国においても循環型社会形成推進基本法の制定や、平成16年4月には自動車リサイクル法の施行が予定されるなど、資源循環型社会の形成に向けた各種の制度が整備されてきている。このような中で、千葉市のごみの総収集量は、平成元年度をピークに減少傾向にあったが、平成8年度から再び増加に転じ、平成12年度には、約39万7千トンと過去最高の数値を記録し、さらに、平成14年度には、約40万8千トンに至り、増加傾向にある。こうしたことは、大量生産、大量消費、大量廃棄をする社会構造からまだ脱却できない実情を物語るものであり、ダイオキシンなどによる環境汚染が明らかにされるに従い、市民の生活環境の悪化への懸念も高まってきており、地球環境や地域環境を保全し、ごみの減量・リサイクルの進展を実感できるようになるためには、これまでの無秩序な製造・販売、消費、廃棄の形態を見直し、根底から改めていく必要がある。
- (2) このような状況のもと、本市では、平成14年3月「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を改定し、その中で『リサイクルを考え行動する、循環型社会の貢献者へ 1人1日ごみ150g減量をめざして』を掲げ、市民、事業者、行政（千葉市）の三者が、それぞれの役割と責任を果たしていく必要があることなどを基本方針として定めた。また、ごみは資源であるとの認識に立ち、ごみの再生利用率を平成23年度には、35%に引き上げるなどの定量的な計画目標も設定している。この計画目標を実現していくためには、市民、事業者及び行政（千葉市）の三者が、自ら進んでごみの減量・リサイクルの推進に役立つ環境に負荷をかけない行動を実践していくことができるよう、それぞれの取り組むべき行動指針を策定することが必要であり、また、資源循環型社会の構築のための施策29項目の1つとして、本市の地域特性を踏まえた「ちば型」のごみ減量・再資源化の促進と環境への負荷低減に資する行動指針となる「ちばルール」づくりが謳われている。
- (3) そこで、本市になじむ「ちば型」の資源循環型社会を実現するため、市民をはじめ、製造や販売の事業者、オフィス事務所等の事業者並びに有識者で構成する「ごみ減量ちばルールづくり懇話会」を設置し、実効性の高い「ちばルール」づくりを行い、自発的・発展的な資源循環型社会システムをつくりあげることとした。平成14年6月、第1回懇話会が開催され、「ちば型」の資源循環型社会の実現に向けたごみ減量・再資源化のための行動指針である「ちばルール」づくりのための協議が行われ、これまで6回にわたる協議を重ね、このたび「ちばルール」

を取りまとめ、さる7月16日、懇話会から最終報告書が千葉市長に提出されたところである。

- (4) この報告書によれば、資源循環型社会は、短期間に、また、容易に実現できるものではなく、千葉市においては、今後早期に、資源循環型社会を構築するため、その第一歩として、ごみの減量やリサイクルに最も効果的と思われる「ルール事業ステップ1」へ取り組み、さらに、ステップ1の浸透度や達成度について、管理目標に照らし常に評価を行いながら、次の「ステップ2」へと、より段階を高めた取組みに進めるなど、「ちば型」の資源循環型社会の実現に向け、事業の着実な展開を図ることが求められている。

2 ごみ減量のための「ちばルール」の意義

これまでの廃棄物行政は、排出された「ごみ処理対策」に重点が置かれてきたため、消費者である市民にごみがつけ回され、地域環境にとっても大きな負担となってきた。

資源循環型社会の担い手は、市民、事業者及び行政（千葉市）の三者であり、それぞれの役割と責任を認識しあうことによって、自主的な取り組みや、相互の協力と連携の強化を図っていかなければならない。そして、これまで「ごみ処理対策」に主眼が置かれていたため、必ずしも有効でなかった「ごみ対策」を、市民や事業者が、自主的・積極的に「ごみの発生抑制」や「リサイクル活動」に取り組むことを通じて、生産段階にまでその影響を与え、資源循環型社会の実現に向けた第一歩として推進できるよう、この「ちばルール」を展開すべきものとする。

また、行政として千葉市には、地域環境の管理を付託されているという重要な役割を十分に発揮できるよう、ごみの発生から処理に至る廃棄物管理事業を再構築していくことが必要である。

そこで、製造・販売等を行う事業者、消費者たる市民とごみ排出事業者、そして、行政たる本市には、「資源循環型社会の貢献者」となるための行動指針としてのルールをつくりあげ、そのルールを市民に普及・啓発を行い、定着させていくことが求められている。

3 ごみ減量のための「ちばルール」

資源循環型社会を築く担い手は、市民、事業者及び行政（千葉市）の三者であり、それぞれの役割と責任のもと、自主的な取り組みや相互の連携と協力を深め、千葉市の地域特性を踏まえた本市になじむ「ちば型」の資源循環型社会を実現するために、実効性の高い「ちばルール」を確立し、自発的・発展的な資源循環型社会システムを

構築しようとするものである。

この「ちばルール」は、法的な規制による強制力を伴わない自主ルールとして定めることとし、市民、事業者及び行政（千葉市）の三者がそれぞれの役割と責任のもと、協働して取り組んでいくべき行動指針となるものである。

すなわち、消費者である市民一人ひとりが、グリーンコンシューマー（環境にやさしい消費者）としての自主的・積極的な活動を行い、一方、事業者もごみの発生抑制やリサイクル活動の重要性を十分に認識し、事業活動に努めるなど、両者が自主的・積極的に取り組むことを通じて、「廃棄物の発生抑制」につなげ、たとえ、環境に負荷のかかる商品づくりを行っても、消費者には、敬遠されるのだという気運を盛り上げ、生産段階にまで、影響を与えることができるものである。

従って、資源循環型社会の貢献者として、市民、事業者及び行政（千葉市）の三者が連携を図りながら、自主的・積極的に取り組みを続けていくことが肝要である。

（１）「ルール１」発生抑制（リデュース Reduce）

すべての市民が、容器・包装など ごみ減量の機会が得られるようにする。

これは、ごみの発生抑制を進めるため、事業者は、環境に負荷をかけない商品の販売を行い、一方、市民は、ごみを増やさない買い物をしたり、環境に負荷をかけない生活をするといういわゆる「グリーンコンシューマー」として行動するというように、それぞれの立場で協力しあうものである。

<行動指針>

ア 市民

（ア）ごみを増やさない買い物をする。

- ・ 買い物袋を常時携帯して、買い物をする。
- ・ レジ袋の使用を減らす。
- ・ 過剰な包装は、断る。
- ・ 簡易な包装やノー包装の商品を選んで買う。
- ・ 繰り返し使える容器に入った商品を選んで買う。
- ・ 詰め替え商品や濃縮されたコンパクトな商品を選んで買う。
- ・ 使い捨てでない長期間使用できる商品を選んで買う。
- ・ 料理材料は、買いすぎない。

（イ）環境に負荷をかけない生活をする。

- ・ 不必要なカタログ、チラシなどは、もらわない。
- ・ 料理を余分に作らず、食べ残しをなくす。
- ・ 食品の品質表示や期限表示を小まめにチェックする。

- ・ 家族ぐるみでごみ減量の工夫をする。

イ 事業者

(ア) 環境に負荷をかけない商品の販売をする。

- ・ ノーレジ袋デーを設け推進する。
- ・ レジ袋辞退者への特典制度の導入を検討する。
- ・ レジ袋の有料制の導入を検討する。
- ・ 過剰な包装を自粛し、簡易包装やノー包装を推進する。
- ・ ばら売りや量り売りの商品の販売を促進する。
- ・ 詰め替えの商品や繰り返し使用できる商品の販売を促進する。
- ・ エコマーク商品やグリーンマーク商品等の環境ラベル付き商品の販売を促進する。
- ・ 減量やりサイクルに適した商品のPRや販売をする。
- ・ 過剰なダイレクトメールをやめる。
- ・ 販売管理の徹底により、賞味期限切れや売れ残り商品の廃棄を減らす。

(2) 「ルール2」再使用（リユース Reuse）

すべての市民が、ものの再使用の機会が得られるようにする。

これは、物を何度も繰り返し使用することにより、ごみの発生抑制を進めるため、事業者は、商品の修理体制を充実し、一方、市民は、自分にとって不用となり、まだ使える物は必要とする人に譲ったり、故障したときは修理して使うなど、それぞれの立場で協力しあうものである。

<行動指針>

ア 市民

(ア) ものの再生・再使用をする。

- ・ 不用になり、まだ使えるものは、必要とする人に譲るなど再利用する。
- ・ 着なくなった衣類は、必要とする人に譲ったり、フリーマーケットに出す。
- ・ 地域や学校等でフリーマーケットを開催する。
- ・ 故障したときは、修理して使う。
- ・ 再生品を進んで買う。

イ 事業者

(ア) ものの再使用に努め、ごみを減らす。

- ・ 衣類、本、パソコン等の中古品の引き取りや販売をする。
- ・ 運搬材や包装材は、再使用できるものを使う。
- ・ 容器のリターナブル化の促進やデポジット制の導入を検討する。

- ・ 製品故障時の修理体制を整備する。

(イ) 再生品を使用する。

- ・ 再生紙などの再生品の使用を推進する。

(3) 「ルール3」再生利用（リサイクル Recycle）

すべての市民が、資源物の回収の機会が得られるようにする。

これは、物を再生資源に戻すため、事業者は、資源回収を行い、一方、市民は、再生できるものは、仕分けして出すなど、市民と事業者がそれぞれの立場で協力しあうものである。

<行動指針>

ア 市民

(ア) 再生利用できるものは、資源回収に出す。

- ・ 空き缶、空き瓶、ペットボトルは、資源物回収に出す。
- ・ 食品トレイや紙パックは、店頭回収に出す。
- ・ 新聞、雑誌等の古紙や古布は、集団回収に出す。
- ・ 地域や学校で集団回収をする。
- ・ 新聞は、販売店回収に出す。
- ・ 生ごみの減量やリサイクルをする。

イ 事業者

(ア) 再資源化に努め、ごみを減らす。

- ・ 食品トレイや紙パックは、店頭回収をする。
- ・ 新聞は、販売店回収に努める。
- ・ 小規模事業所（SOHO）で共同して資源回収に努める。

(4) 資源循環型社会を実現するための千葉市の責務

ア 家庭系ごみの排出抑制へ支援する。

- ・ マイバッグ協力店制度の拡充に努める。
- ・ ノーレジ袋運動に協力と支援をする。
- ・ ごみの減量やリサイクルなどの環境教育や市民への情報提供に努める。
- ・ ごみの減量や再資源化に貢献した市民や団体等に対する表彰制度を創設する。
- ・ 新聞、雑誌などの古紙の拠点回収を検討する。
- ・ 家庭用生ごみ処理機器の購入への支援を促進する。
- ・ 生ごみ処理機器の利用方法等の相談窓口の設置を検討する。

イ 事業系ごみの排出抑制へ支援する。

- ・ 小規模事業所（SOHO）で共同して行う資源回収に支援する。

- ・ 資源化のモデル事業づくりへ支援する。
 - ・ 資源化ルートに関する情報の提供に努める。
 - ・ ごみの減量や再資源化に貢献した事業者に対する表彰制度を創設する。
 - ・ 環境に負荷をかけない製造や販売に取り組む事業者を優良店として認定したり、PRをする。
- ウ 資源循環型社会構築のために取り組む。
- ・ ちばルールの定着に努める。
 - ・ 市の施策として、拡大生産者責任に基づく制度の確立に努める。
 - ・ 市内のグリーン購入を徹底する。

4 ちばルールの施策の展開

ごみ減量のための「ちばルール」として、市民、事業者及び行政（千葉市）の三者が、それぞれ取り組むべき行動指針を示したが、本市のごみの現状を踏まえ、減量とリサイクルを最も効果的に達成することが見込まれ、かつ、早期に実施すべき施策として、次の5つの施策を第1ステップとして発展する。

（1）レジ袋削減・簡易包装の推進

本事業は、ごみの発生抑制の観点から、レジ袋や過剰包装によるごみを少しでも削減しようとするものである。

市の取組み

- ・ 容器・包装ごみの発生抑制を進めるため、事業者と協定を締結する。
- ・ 協定の締結店舗をPRする。
- ・ 取組店舗の拡充を図る。
- ・ マイバッグコンテストを開催する。
- ・ ノーレジ袋デーを設定する。
- ・ レジ袋削減・簡易包装協力者への表彰制度を導入する。

（2）エコ製品取り扱いの拡大

本事業は、環境負荷のかからないエコ製品を販売したり、生活に取り入れることにより、ごみの発生抑制を進めようとするものである。

市の取組み

- ・ 再生品使用を促進させるため、事業者と協定を締結する。
- ・ 協定の締結店舗をPRする。
- ・ 取扱店舗及び品目の拡充を図る。
- ・ エコ製品販売店への表彰制度を導入する。
- ・ エコ製品購入者への特典制度を導入する。

(3) 事業者による廃プラスチック類の自己回収

本事業は、廃プラスチック類の店頭回収の促進を図り、かつ、市民に協力をしてもらい、ごみの発生抑制に努めようとするものである。

市の取組み

- ・ 廃プラスチック類の資源化を促進するため、事業者と協定を締結する。
- ・ 協定の締結店舗をPRする。
- ・ 実施店舗の拡充を図る。
- ・ 協力店への表彰制度を導入する。

(4) 新聞販売店による新聞の自己回収

本事業は、ごみの発生抑制のため、新聞の販売店回収の拡大を図り、未回収店をなくしていこうとするものである。

市の取組み

- ・ 新聞の自己回収を促進するため、新聞販売店と協定を締結する。
- ・ 協定の締結店をPRする。
- ・ 回収実施店の拡充を図る。
- ・ 協力店への表彰制度を導入する。

(5) 行政による古紙や布類の拠点回収

本事業は、地域団体等による集団回収方式が、人手などの関係で未実施の地域について、これを補完するため、拠点（ステーション）を利用した回収方式を導入するものである。